

事務連絡  
令和2年8月3日

木材産業関係団体 御中

林野庁木材産業課

飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について（周知依頼）

日頃より、森林・林業・木材関連施策の推進に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。併せて、林業・木材産業における新型コロナウイルス感染症対応に御協力をいただき感謝申し上げます。

先般、消防庁より別添のとおり「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について」が発出されましたので、周知させていただきます。

事業所等において感染症対策として、飛沫防止シートを設置している事業者もいらっしゃるかと思いますので、貴団体傘下会員・組合員の事業者皆様に御周知いただきますようお願い致します。

担当：林野庁林政部木材産業課生産加工班 （田ノ上、阿部） TEL：03-6744-2292（直通） FAX：03-3591-6319 E-mail：shinji_tanoue550@maff.go.jp natsuko_abe390@maff.go.jp
--

事 務 連 絡  
令和 2 年 7 月 17 日

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 } 御中  
関係府省庁担当部局

## 消 防 庁 予 防 課

### 飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について（周知依頼）

平素より火災予防の推進につきましては格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、レジカウンター等への飛沫防止用のシート（以下「シート」という。）の設置が増えているところですが、先日、大阪府内の商業施設において、ライターを購入した客が試しに点火したところ、シートに着火する火災が発生しました。

シートの材質によっては、着火・燃焼しやすいものがあることから、下記の点を参考に、各業種の感染拡大予防ガイドラインに、シートの火災予防上の留意点を記載することにつきまして、貴府省庁所管の各団体に対して周知されるようお願いいたします。

### 記

#### 1 ガイドラインへ掲載する文例

- (1) 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
- (2) 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- (3) 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

#### 2 その他

燃えにくい素材の考え方については、別紙を参考とするようお願いいたします。

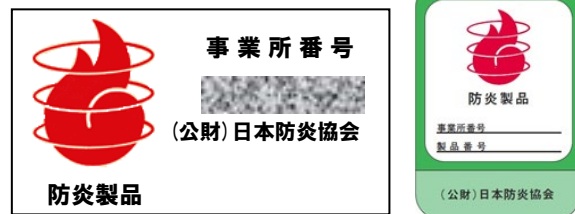
消防庁予防課企画調整係 担当：木村、能仁 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

## 燃えにくい素材の考え方について

- 一般的に、飛沫防止のための使用が考えられる透明のシート類については、引火点、発火点、自己消火性の有無等の性質を踏まえると、ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のものが比較的燃えにくい素材であると考えられる。
- 難燃性、不燃性、防災製品などの情報については、製造者等の製品仕様を確認することが望ましい。

### 参考

シート類については、(公財)日本防災協会が定める防災性能基準に適合するものが防災製品として認定されているものがあり、防災製品として認定された製品や材料には防災製品ラベルが貼付されている。



[防災製品ラベルの例]